

平成24年(行ウ)第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件

原 告 宮 部 慎 太 郎
被 告 鳥 取 市

文書提出命令申立書

平成25年4月30日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原 告 宮 部 慎 太 郎

頭書事件について、下記の文書の文書提出命令を発せられたく申し立てる。

1 文書の表示及び文書の趣旨

平成23年度の下味野地区における同和対策固定資産税・都市計画税減免の対象区域を記した文書。

2 文書の所持者

被告

3 証明すべき事実

下味野地区における同和対策固定資産税・都市計画税減免の対象区域が穨多村であった旧赤池集落の区域とほぼ一致し、明治4年8月28日付太政官布告により廃止されたはずの穨多地に対する租税の減免と実質的に変わりがないこと。

4 文書提出義務の原因

民事訴訟法第220条第3号、第4号